

BE KOBE農産物運用規程

(目的)

第1条 この規程は、「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、地域資源循環・環境保全に資する「こうべ里山SDGs農業」を推進するため、地域資源循環型・環境保全型農業に取り組む神戸産のブランド農産物「BE KOBE農産物」の定義及びその運用について必要な事項を定める。

(BE KOBE農産物の定義)

第2条 BE KOBE農産物とは、神戸市内に住所を有する農業者（法人、任意団体を含む）又は神戸市内の農地で営農する農業者（法人、任意団体を含む）によって生産され、次のいずれかの要件を満たしたものであって、市に届出されたものとする。

- ① 有機栽培^{※1}（有機栽培転換期間中含む）、特別栽培^{※2}、または生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量が、兵庫県が設定する慣行レベル（以下「地域慣行レベル」という。）の5割以下で栽培
- ② 生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量が地域慣行レベルの7割以下で栽培され、かつ次のいずれかの取組に該当するもの
 - ア 下水処理の過程で回収されたリン（こうべ再生リン）を配合した肥料
 - イ 市内家畜糞尿由来の堆肥
 - ウ 環境負荷低減資材の利用（長期利用出荷運搬資材・バイオマスプラスチック出荷袋・紙製結束バンド等）
 - エ その他地域資源循環・環境保全に資する取組として市が農協及び関係機関等で協議し認めるもの

2 BE KOBE農産物は、野菜、果樹、花（苗木を含む）、米、麦、雑穀を対象とする。

※1）有機栽培及び有機栽培転換期間中：有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号。以下「有機農産物規格」という。）の基準に基づく生産方法により栽培されたもの

※2）特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号）に基づき、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とし、以下のすべてを満たす栽培方法により生産された農産物

- ①当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、地域慣行レベルの5割以下であること。
- ②当該農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量が、地域慣行レベルの5割以下であること。

(届出)

第3条 届出者は、第2条に該当する事項を明記した届出書（様式第1号）を市に提出しなければならない。

2 市は、前項の届出書を取りまとめ、農業者登録名簿を整理する。

(BE KOBE農産物の表示)

第4条 BE KOBE農産物は、ロゴマーク「BE KOBE」により神戸産である旨の表記・PRに努めなければならない。なお、ロゴマーク「BE KOBE」は、ロゴマーク「BE KOBE」の使用に関する要綱に合致する場合に限り使用できるものとする。

(推進協議会の設置)

第5条 市は、BE KOBE農産物の推進を図るため、BE KOBE農産物推進協議会を開催することができる。

(その他)

第6条 本規程に定めるもののほか必要な事項は、経済観光局局长（農政担当）が別に定める。

附 則

1 本規程は、令和5年9月15日から施行する。